

「とよあけクリーン月間」清掃活動 注意事項

- ・ 回収したごみの分別や保管は、各区・町内会の責任で行ってください。(飛散防止、不法投棄防止等の措置を含む)なお、分別されていないごみは収集されません。
- ・ 回収できるごみは「とよあけクリーン月間」清掃活動中にポイ捨てされていたもののみです。ご家庭から出たごみは回収できませんので、ご了承ください。
- ・ 回収を依頼する場合は、あらかじめ環境課に清掃活動実施計画書に必要事項を記載してください。また、活動終了後は、速やかに実施報告をお願いします。
- ・ 以下の家電リサイクル法対象品目や東部知多クリーンセンター処理困難物、自転車等が捨てられていた場合は、回収せずに環境課ごみ減量推進係までご連絡ください。

市では処理できない品目は以下のとおりです。

＜家電リサイクル法対象品目＞

- ・ テレビ ・ 冷蔵庫、冷凍庫 ・ 洗濯機 ・ 衣類乾燥機
- ・ エアコン、ウインドタイプエアコン

＜東部知多クリーンセンター処理困難物＞

- ① 引火・発火の恐れのあるもの
ガソリン、軽油、オイル、塗料、シンナー、固形燃料等
 - ② 爆発の恐れのあるもの
プロパンガスボンベ、穴の開けていないカセットボンベ、スプレー缶等
 - ③ 液体のあるもの
しょうゆ、ソース、酢、食用油、洗剤、ワックス等
 - ④ 自動車用部品
タイヤ、ホイール、バッテリー、バンパー、マフラー、シート等
 - ⑤ 農機具
耕運機、トラクター
- スプリング入りマットレス
 - 消火器 ○ 耐火金庫 ○ アコーディオンカーテン(大型)
 - オートバイ(原動機付き自転車を含む)
 - 工業用薬品及び農薬等の薬品
 - ピアノ ○ ボウリングの球 ○ パチンコ台 ○ 温水器
 - 浴槽 ○ コンクリートの塊、瓦、レンガ、砂利、土等
 - モーター、コンプレッサー ○ ワイヤロープ
 - 鉄パイプ(事業用 大)、電線(事業用) ○ 犬、猫等の死体

問合せ先:豊明市役所 環境課 ごみ減量推進係 0562-92-1113